

# お 知 ら せ

本市において、農地を貸し借りする際の賃借料について、農地法第52条に基づき、農家の皆様へ情報を提供いたします。

この情報はあくまでも「目安」であり、賃借料は、当事者間で十分協議の上、決めてください。

令和7年1月から令和7年12月までに公告された賃貸借における賃借料水準（10アール当たり）は、以下のとおりです。

## 令和8年多賀城市農地の賃借料情報

### 田 の 部（水稻） 対象筆数：440筆

区 分	賃 借 料	備 考
市内全域	5,500円/10a (物納の場合:玄米30kg)	

### 畑 の 部（普通畑） 対象筆数：3筆

区 分	賃 借 料	備 考
市内全域	5,000円/10a	露地野菜

その他ご不明な点がございましたら、農業委員会委員または農業委員会事務局

(TEL: 022-368-4222) へお問い合わせ願います。

## 多賀城市農業委員会

令和8年3月